

平成25年度 障害保健福祉部予算案の概要

◆予算額

(24年度予算額) (25年度予算案) (対前年度増減額、伸率)
1兆3, 041億円 → 1兆3, 991億円 (+950億円、+7. 3%)

◆障害福祉サービス関係費 (自立支援給付+地域生活支援事業)

(24年度予算額) (25年度予算案) (対前年度増減額、伸率)
7, 884億円 → 8, 689億円 (+805億円、+10. 2%)

【主な施策】

(対前年度予算増▲減額)

- | | |
|---|--|
| ■ 良質な障害福祉サービス等の確保
・障害福祉サービス
・地域生活支援事業 | 8, 689億円 (+805億円)
8, 229億円 (+795億円)
460億円 (+ 10億円) |
| ■ 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 | 2, 187億円 (+130億円) |
| ■ 障害福祉サービス提供体制の整備 | 52億円 (▲ 9億円) |
| ■ 障害支援区分の施行に向けた所要の準備 | 3. 0億円 (+2. 0億円) |
| ■ 地域における障害児支援の推進 | 671億円 (+105億円) |
| ■ 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 | 4. 1億円 (▲0. 1億円) |
| ■ 工賃向上のための取組の推進 | 4. 3億円 (+0. 3億円) |
| ■ 障害者スポーツに対する総合的な取組 | 8. 5億円 (± 0億円) |
| ■ 認知行動療法の普及の推進 | 1億円 (± 0億円) |
| ■ 障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費
【復興 (復興庁)】 | 9. 6億円 (+9. 6億円) |
| ■ 被災地心のケア支援体制の整備【復興 (復興庁)】 | 18億円 (+ 18億円) |



厚生労働省 障害保健福祉部

ひと、くらし、みらいのために

障害児・障害者の日常生活及び社会生活の自立と地域生活における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実及び就労支援、地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進等を図る。

特に、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、地域生活支援事業において必須事業化されたものの実施や障害福祉サービスの基盤整備の推進を図る。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆3,711億円（1兆2,751億円）

○ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

（1）良質な障害福祉サービス等の確保（一部新規） 8,229億円

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サービスを総合的に確保する。

また、新たに障害者の範囲に難病患者などを加える。

（2）地域生活支援事業の着実な実施（一部新規） 460億円

平成25年4月から施行される障害者総合支援法で必須事業化された手話通訳者等の意思疎通支援を行う人材の育成や、成年後見制度の活用を進める観点から意思決定支援を行い後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用などを実施する。

また、意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、市町村などの事業の着実な実施や定着を図る。

さらに、児童発達支援センターなどについて、発達障害を含む多障害対応や早期専門対応などの機能強化などを図る。あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）により取り組んできた事業のうち、地域生活を支える24時間の連絡体制の整備などについては、地域生活支援事業で引き続き支援を行う。

（3）障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備（一部新規） 52億円

障害児・障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、グループホームなどの「住まいの場」の整備を進めるとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

また、障害児・障害者の地域移行を進めるため、生活介護や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を推進する。

あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）で対象となっていた施設の改修（賃貸物件を含む）や、施設整備と一体的に行う就労訓練等のための大規模な設備等の整備を新たに補助対象に追加する。

(参考)

【平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費】 23億円
○障害者支援施設等の緊急整備

【平成24年度経済対策第2弾における予備費】 65億円
○障害者が地域で安心して暮らすための基盤整備の推進

【平成24年度第一次補正予算（案）】 16億円
○災害時における在宅障害児・障害者の避難スペースの整備

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,187億円

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,482億円

特別児童扶養手当（1,100億円）、特別障害者手当等（382億円）。

(6) 障害児・障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.1億円

① 障害者虐待防止対策支援事業の推進 4.1億円

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者の虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 4百万円

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関する各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。

(7) 障害支援区分の施行に向けた所要の準備 3.0億円

障害者総合支援法に規定された「障害支援区分」の平成26年4月からの施行に向け、新たな調査項目による認定調査や調査結果に基づく障害支援区分の判定（一次、二次）に関するモデル事業や、市町村が使用する判定ソフトの開発など、所要の準備を行う。

(8) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業 22億円
重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いなどのことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、人口規模等を踏まえた財政支援を行う。

○ 地域における障害児支援の推進

(1) 障害児の発達を支援するための給付費などの確保 671億円
障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。

(2) 重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施 24百万円
重症心身障害児者やその家族への総合的な地域支援体制を整備するため、コーディネーターを配置し、障害の状況や個々のニーズなどを踏まえた効果的なサービス利用や関係機関などとの連携のあり方等の総合的なモデル事業を実施する。（5か所）

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 障害児・障害者の社会参加の促進 26億円
視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報/アフリーフリーの促進、文化芸術活動の振興などを支援し、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

① 手話通訳技術向上等研修事業の推進（一部新規） 42百万円
手話通訳士や手話通訳者の技術力向上を図るための現任研修を行う。
また、指導者の養成研修を行うとともに、新たに指導者リーダー養成研修を実施し、講師の技術力を向上させ、手話通訳者の質の確保を図る。（全国8箇所）

② 手話研究・普及等事業の充実 11百万円
聴覚障害者の日常生活の利便を図るため、手話の研究や新たな手話言語の造語を行うとともに、聴覚障害者及び関係者等へ研究成果等の普及啓発を行う。

③ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 14百万円
平成22年度及び平成23年度のモデル事業において作成した生活訓練等マニュアルに基づき、地域の施設で訓練等を実施してマニュアルの検証を行い、盲ろう者の地域における生活訓練のあり方について引き続き検討を行う。

(2) 障害児・障害者スポーツに対する総合的な取組 8. 5億円

ソチ2014パラリンピック冬季競技大会や夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013等の世界大会への日本選手団の派遣や強化合宿の実施などを推進するとともに、障害者スポーツ指導員の有効活用を図り、地域での障害児・障害者スポーツの参加機会を確保することなどにより、障害児・障害者スポーツの一層の振興を図る。

① 選手強化の推進 5. 7億円

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック及びデフリンピック（※））においてメダル獲得が有望である選手・団体を指定し、トップレベルの競技者に対し特別強化プランを実施するとともに、活動費を助成する。

※デフリンピック：聴覚障害者のオリンピック（Deaflympics）。

② 世界大会への日本選手団の派遣 1. 3億円

4年に1回開催される障害者スポーツの世界大会（ソチ2014パラリンピック冬季競技大会及び夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013）等に日本選手団の派遣を行うとともに、国内強化合宿を実施する。

③ 地域における障害児・障害者スポーツの振興 18百万円

障害者スポーツ指導員が中心となり、身近な地域において、障害者向けのスポーツ教室等の開催や障害特性を踏まえたスポーツ指導等を行う。また、地域において、自主的・自発的・継続的に障害児・障害者スポーツに取り組む組織体制の構築や関係機関とのネットワークの確立を行う。（障害者スポーツ地域振興事業の実施箇所数：2箇所→8箇所）

④ 障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業 17百万円

障害者の健康増進のためのモデル事業等を国立障害者リハビリテーションセンターで実施するとともに、障害者が安全にスポーツを行いつつ競技力の向上が図られるよう、障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備を図る。

○ 障害福祉サービス等における震災からの復旧・復興

(1) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援【復興】 9. 6億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に要する経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援【復興】 11億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 警戒区域などにおける障害福祉制度の特別措置【復興】 16百万円

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

262億円（273億円）

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）体制の整備

6. 8億円

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備 20億円

精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組むとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化などにより、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3) 高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 1. 3億円

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援などを行い、精神障害者の退院促進や地域定着に向けた事業を実施する。

※ 精神疾患を抱えながら支援につながっていない人への対応を含めた精神障害者の地域生活を支援するためのモデルフレームについて、障害者総合福祉推進事業を活用し、実践例の研究を行いながら検討を進める。

(4) 認知行動療法の普及の推進 1億円

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：鬱病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備 79百万円

近年必要性が高まっているPTSD（心的外傷後ストレス障害）対策を中心とした事故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成23年に独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」において、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】 18億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県（岩手、宮城、福島）に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などをを行うための体制整備を支援する。

○ 心神喪失者等医療観察法関係

(7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進 213億円

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関を確保し、通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備により、社会復帰の促進を図る。

あわせて、指定医療機関の医療従事者を対象とした研修や指定入院医療機関相互の技術交流により、医療の質の向上を図る。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2. 3億円（3. 6億円）

（※地域生活支援事業計上分を除く。）

（1） 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

2. 1億円

①支援手法の開発、人材の育成

1. 6億円

発達障害児・発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターで、発達障害者の就労支援に関する支援手法のさらなる開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

②発達障害に関する理解の促進

57百万円

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置された「発達障害情報・支援センター」において、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

（2） 発達障害児・発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を行うため、都道府県等に設置された「発達障害者支援体制整備検討委員会」等の取り組みについて支援する。

また、都道府県などで、ペアレントメンター（※1）の養成とその活動を調整する人の配置、健診などにおけるアセスメントツール（※2）の導入を促進する研修会の実施などを行う。

（地域生活支援事業（460億円）の内数）

※1 ペアレントメンター：発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(3) 発達障害の早期支援

市町村において、発達障害などに関する知識を有する専門員が保育所などを巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う。
(地域生活支援事業（460億円）の内数)

4 障害者への就労支援の推進

13億円（13億円）

(1) 工賃向上のための取り組みの推進（一部新規）

4. 3億円

障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援 B 型事業所の利用者の工賃向上のため、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とした「工賃向上計画（24年度～26年度）」による支援を行う。

特に、障害者優先調達推進法（平成 25 年 4 月 1 日施行）の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備について、官公需の発注に対応する体制にも配慮しつつ、未整備の地方自治体の体制を整備するなど、重点的に充実・強化を図る。

【国 1/2、都道府県 1/2】

- ・ 経営力育成・強化（工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上）
- ・ 技術向上（専門家による技術指導や経営指導のアドバイス等）

【定額（10/10 相当）】

- ・ 共同化推進（一部新規）
共同受注窓口を継続できる体制の確立を図るための経費。
障害者優先調達推進法の施行を念頭に、共同受注窓口が未整備の都道府県の体制整備を図るための立ち上げ等の経費。（新規）
- ・ 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

8. 1 億円

就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。（327 箇所→332 箇所）

5 自殺・うつ病対策の推進

30億円（14億円）

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問による支援）体制の整備（再掲）

6. 8億円

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提

供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 認知行動療法の普及の推進（再掲） 1億円

うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進 2. 8億円

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化などにより、うつ病対策、依存症対策などの精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師などとの連携の強化による自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族などへのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

① 自殺対策に取組む民間団体への支援 1億円

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

② 薬物などの依存症対策の推進 39百万円

地域での薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、実施自治体で毎年度当初に「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施する。また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、家族支援員による相談支援のほか、関係者や依存症家族に対しての研修を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の整備と人材育成 40百万円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修や地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健などに関する研修を行うことなどにより、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備（再掲） 79百万円

近年必要性が高まっている PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策を中心とした事

故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成23年に独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」において、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】(再掲) 18億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県(岩手、宮城、福島)に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などをを行うための体制整備を支援する。

6 復興特別会計の主な施策 71億円

(1) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援【復興】(再掲) 9.6億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に要する経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援【復興】(再掲) 11億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 警戒区域などにおける障害福祉制度の特別措置【復興】(再掲) 16百万円

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】(再掲) 18億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災3県(岩手、

宮城、福島）に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などをを行うための体制整備を支援する。